

## 裁判員制度開始に伴う学生の授業欠席等の取扱いについて

裁判員制度の開始に伴い、本学学生の裁判員選任手続期日および審理・公判当日における授業欠席、試験未受験に関する取扱いを、以下の通りとする。

### 1. 対象

本学通学課程に在学する者

※国内交換留学生は、これに準ずる。

### 2. 取扱い

対象学生の選任手続期日および審理・公判当日における、授業の欠席ならびに試験の未受験について、成績評価において不利にならないよう取扱いいただくことを、学生所属箇所長から科目担当教員に依頼する。

### 3. 手続方法

① 学生は「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」を持参し、所属箇所（学部・研究科等）事務所に申し出る。

② 事務所にて「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」を確認し、科目担当教員への依頼文書「裁判員選任手続期日および審理・公判当日の授業欠席等に関する取扱いのお願い」（別紙）を発行する。

※所属箇所事務所では、依頼文書「裁判員選任手続期日および審理・公判当日の授業欠席等に関する取扱いのお願い」のコピーを保管し、「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」はコピー等をせず、学生に返却する。

③ 学生は、科目担当教員への依頼文書を持参し、科目担当教員に欠席等に関する取扱いを申し出る。

以上

参考：裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（第十六条抜粋）

（辞退事由）

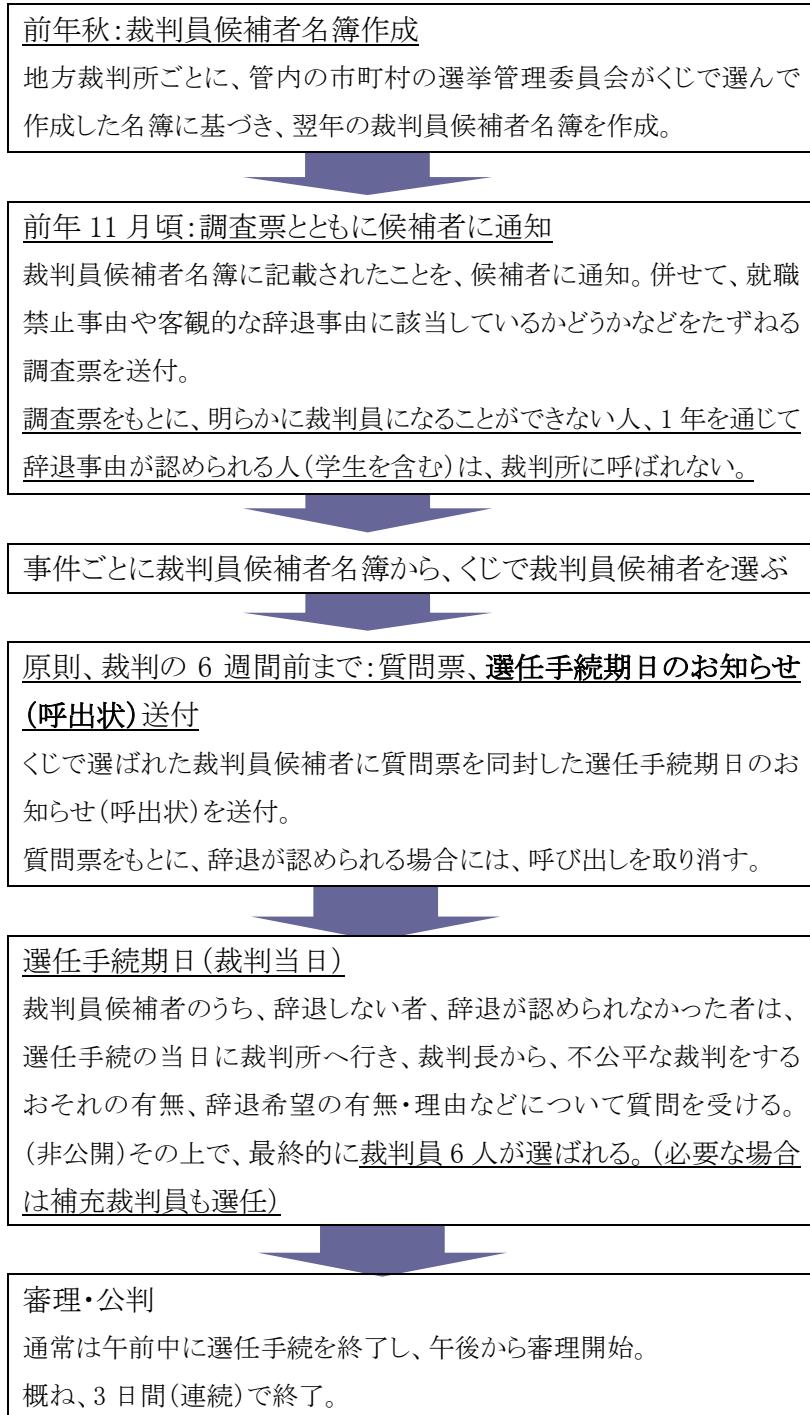
第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申し立てをすることができる。

一 年齢七十年以上の者

二 地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）

三 学校教育法第一条、第百二十四条又は第百三十四条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）

## 参考：裁判員の選ばれ方と手続方法



**学生**  
選任手続期日のお知らせ(呼出状)を持参し、所属箇所事務所に申し出る

**学生所属箇所事務所**  
科目担当教員への依頼文書を発行

**学生**  
科目担当教員への依頼文書を持参し、欠席等に関する取扱いを申し出る。

(別紙)

## 裁判員選任手続期日および審理・公判当日の授業欠席等に関する取扱いのお願い

年 月 日

科目担当教員 各位

( 箇 所 長 名 )

下記学生の裁判員選任手続期日および審理・公判当日の、授業欠席および試験の未受験について、成績評価の際に不利とならないようお取扱いいただくことをお願い申し上げます。

記

学部

学科

專修

### 学籍番号

氏 名

### 選任手続期日および審理・公判年月日

以 上

事務所承認印